

道路工事を実施します (都市建設課)

町道の補修工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

- ・町道2023号線道路舗装工事
- 工事期間 10月下旬
- 工事箇所 冬木・元栗橋地内
- 施工業者 (株)五霞建設



- ・町道1914号線舗装補修工事
- 工事期間 10月下旬
- 工事箇所 元栗橋地内
- 施工業者 坂間工業所(株)



町道1084号線舗装補修工事

- 工事期間 10月下旬
- 工事箇所 大福田地内
- 施工業者 (株)青木建設



- ・町道8号線道路案内標識工事
- 工事期間 11月下旬
- 工事箇所 幸主地内
- 施工業者 (株)ヤマシン



- お問い合わせ
- 都市建設課 建設管理G
- ☎(84)33347 (直通)

屋外広告物の表示には許可が必要です (都市建設課)

まちの中には、様々な種類の「屋外広告物※」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市町村長の許可を受けることが必要です。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲出されたものなどを含みます。

○主な規制の例

自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合(自家広告物)や次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・広告物の合計面積が5㎡以下
 - ・許可基準に適合する場合
 - ・広告物の合計面積が100㎡以下(第1種禁止地域にあつては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下)で、許可基準に適合し、町長の許可を受けた場合
- 屋外広告物は、種類ごとに許

可期間が定められています

許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

- 都市建設課
- 五霞IC周辺地区推進室
- ☎(84)33347 (直通)

一定面積以上の土地取引には届出が必要です (都市建設課)

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は、市町村へ届出を行う必要があります。

○届出の必要な面積

市街化区域2,000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域以外の区域10,000㎡以上

○届出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定等

○届出期限

契約締結日から2週間以内
※詳しくは都市建設課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

- 都市建設課
- 五霞IC周辺地区推進室
- ☎(84)33347 (直通)

水道メーターの交換

(上下水道課)
水道メーターの交換工事を行います。

水道メーターは、計量法により定期的に交換することが定められています。交換は、町が指定した水道工事が行い、作業時には町発行の受託証明書を持参しています。対象となるご家庭には、事前に通知します。

なお、作業時の立会いの必要はありませんが、敷地内への立ち入りが必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

○作業期間

10月11日(火)～21日(金)

○交換費用

無料

○お願い

作業等に支障がありますので、メーターボックスおよび止水栓の上には物を置かないでください。

○お問い合わせ

- 上下水道課 水道G
- ☎(84)3000 (直通)